

大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>○大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱</p> <p>平成14年3月11日大磯町告示第9号</p>	<p>○大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱</p> <p>平成14年3月11日大磯町告示第9号</p>
<p>第1条～第2条第5号イ 省略</p>	<p>第1条～第2条第5号イ 省略</p>
<p>ウ カーブミラー</p> <p>カーブミラーの構造は、別図第2を基準とする。</p>	<p>ウ カーブミラー</p> <p>カーブミラーの構造は、別図第1を基準とする。</p>
<p>第3条～第4条第8号 省略</p>	<p>第3条～第4条第8号 省略</p>
<p>(9) 管きよのステップ</p> <p>ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置する。</p> <p>イ ステップが60センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については別図第3を標準とする。</p>	<p>(9) 管きよのステップ</p> <p>ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置する。</p> <p>イ ステップが60センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については別図第2-1を標準とする。</p>
<p>第4条第10号～第13号 省略</p>	<p>第4条第10号～第13号 省略</p>
<p>(14) マンホール</p> <p>ア マンホールの設置箇所は、管きよの起点、方向・こう配・管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管きよの合流する箇所とする。</p> <p>イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。</p> <p>ウ 原則として、小口径においては75メートル以下の間隔でマンホールを設置する。</p> <p>エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とする。構造は別図第3及び第4を標準とする。</p> <p>オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶた(別図第5)とし、耐荷力</p>	<p>(14) マンホール</p> <p>ア マンホールの設置箇所は、管きよの起点、方向・こう配・管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管きよの合流する箇所とする。</p> <p>イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。</p> <p>ウ 原則として、小口径においては75メートル以下の間隔でマンホールを設置する。</p> <p>エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とする。構造は別図第2-1及び第2-2を標準とする。</p> <p>オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶたとし、耐荷力については協</p>

改正案	現行
<p>については協議しなければならない。</p> <p>カ マンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置する。</p> <p>キ 底部には、管きよの状況に応じたインバートを設ける。</p> <p>ク マンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。</p> <p>ケ マンホールと管きよの接続には、マンホール用可とう継手を使用する。</p> <p>(15) 汚水ます</p> <p>ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます（大磯町型ますぶた設置・直径 200 ミリメートル）を標準とし、構造は別図第 6 を標準とする。</p> <p>イ ます深は、1 メートル（流入管側）を標準とする。</p> <p>ウ ます設置位置は、官民境界から 1 メートル以内とする。</p> <p>エ 汚水ますと汚水管きよの接続は V 型自在継手を用いる。</p>	<p>議しなければならない。</p> <p>カ マンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置する。</p> <p>キ 底部には、管きよの状況に応じたインバートを設ける。</p> <p>ク マンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。</p> <p>ケ マンホールと管きよの接続には、マンホール用可とう継手を使用する。</p> <p>(15) 汚水ます</p> <p>ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます（大磯町型ますぶた設置・直径 200 ミリメートル）を標準とし、構造は別図第 3 を標準とする。</p> <p>イ ます深は、1 メートル（流入管側）を標準とする。</p> <p>ウ ます設置位置は、官民境界から 1 メートル以内とする。</p> <p>エ 汚水ますと汚水管きよの接続は V 型自在継手を用いる。</p>
<p>第 4 条第 16 号～第 6 条省略</p>	<p>第 4 条第 16 号～第 6 条省略</p>
<p><u>(防犯灯)</u></p> <p><u>第 7 条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、大磯町防犯灯設置基準に定めるところによる。</u></p>	<p><u>(防犯灯)</u></p> <p><u>第 7 条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、公表の日から施行する。</u></p>	<p><u>(1) 防犯灯の構造は、別図 8 を標準とする。</u></p> <p><u>(2) 照明器具は、電力量 20 ワットの自動点滅器付き蛍光灯とする。</u></p>